

「若年者の消費者教育分科会」名簿

テーマ：「教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修の推進について」

メンバー：

座長	千葉 恵美子	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	色川 卓男	静岡大学学術院教育学領域教授
	岩本 諭	佐賀大学経済学部教授
	片山 博子	島根県立松江市立本庄中学校校長
	清水 かほる	(公社) 全国消費生活相談員協会理事
	鈴木 佳子	群馬県教育委員会義務教育課長
	曾我部 多美	東京都東村山市立回田小学校校長
	萩原 康秋	相模原市市民局消費生活総合センター所長

オブザーバー：文部科学省

(参考)

### 第三期消費者教育推進会議 分科会

設置目的：個別の課題について機動的に議論し具体的な提言等を行う。

運営方法：テーマを絞り、1テーマ3回程度の議論により提言等を取りまとめる。

構成員：推進会議委員のうちから5名程度会長が指名し、分科会構成員の中から座長を選出する。

テーマにより、構成員の追加・一部変更等を認める。

分科会には会長がオブザーバー参加可とする。

議事録等：議事の概要を本会議に報告することとし、本会議への報告をもって議事要旨の公表とする。

事務局：分科会に係る事務は消費者庁が行う。

#### 1. 「若年者の消費者教育分科会」

##### 【目的】

成年年齢の引下げに向けた消費者被害の防止等の対応を含む、若年者への効果的な消費者教育について、学校や地方公共団体の現状、若者の実態に即した検討を行う。

##### 【検討事項】

1. 学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割が期待されることから、その指導力の向上のため、教員養成や教員研修における消費者教育の推進について検討を行う。
2. 小学校・中学校の教材の検討を行う。
3. 大学生等へ対する消費者教育の方策の検討を行う。
4. その他必要と思われる事項を検討する。

##### 【時期】

平成29年10月から開始。

#### 2. 「高度情報通信化に対応した消費者教育分科会」(仮称)

※平成30年度以降設置予定

#### 3. その他の分科会については適宜設置

## 第三期消費者教育推進会議スケジュール（案）

2017年10月2日現在

時期	本会議	分科会		その他
		若年者	情報	

第3期消費者教育推進会議

平成 29 年  
8 月 30 日 第 19 回  
・ 今期の検討課題について  
・ 基本方針の改訂の進め方について

10 月 2 日 第 20 回  
・ 基本方針の改訂骨子案の審議  
・ 学校における消費者教育の現状について  
    (文部科学省より説明)  
・ 学習指導要領の改訂について  
・ 教員の研修の現状等について

11 月 27 日（予定） 第 21 回  
・ 基本方針の改訂案の審議

1 月～2 月  
意見聴取・  
協議等

平成 30 年  
2 月 第 22 回  
・ 基本方針の改訂案決定

3 月 次期基本方針  
閣議決定

6 月 第 23 回  
・ 徳島における若年者の消費者  
教育プロジェクトの報告

9 月 第 24 回

12 月 第 25 回

平成 31 年  
3 月 第 26 回

6 月 第 27 回

32 年度 基本方針の中間的見直し  
34 年度 基本方針の見直し

教員の消費者教育指導力向上のための教育・研修の推進

小・中学校教材の検討等

高度情報通信化社会における消費者教育

・ 効果測定の手法等検討  
 ・ 都道府県等消費者教育推進計画等調査  
 ・ 消費者教育に関する実態調査  
 ・ 施策の実施状況を定期的に把握  
 等